

保健省

No : 6288 / BYT-MT
COVID-19 ワクチン全用量を投与され
た入国者の集中医療隔離期間の短縮について

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福
ハノイ, 2021年8月4日

宛先 : 一各省, 省レベルの機関, 政府傘下機関

一各省, 中央直轄市の人民委員会

COVID-19 対策に関する2021年7月20日付けの政府決議第78 / NQ-C P を実施し, 研究機関, 科学者, 在ベトナム世界保健機関 (WHO), 在ベトナム疾病管理予防センター (米CDC) の意見を踏まえ, 保健省 (COVID-19 国家対策指導委員会の常任機関) は, ベトナムへの入国を許可された COVID-19 ワクチンを全用量投与された者又は COVID-19 感染症を治癒した者の医療隔離に関するいくつかの内容を以下のとおりガイダンスする。

1. 以下の要件を十分に満たした者に対して, 7日間の集中的な医療隔離を実施し, 次の7日間医療監視を継続する (14日未満のビジネス目的での入国者及び COVID-19 国家対策指導委員会及び保健省の他の規定に基づく入国・隔離者を除く)。

一 出発前72時間以内の SARS-CoV-2 (RT-PCR / RT-LAMP法) の検査結果が陰性でかつ検査を実施する国の権限を有する機関が発行した証明書を有する。

一 COVID-19 ワクチンの全用量を投与され (最後の用量は入国の少なくとも14日から12か月以内に投与された), かつワクチン接種証明書を有する。又は SARS-CoV-2 に感染 (入国の6か月以内の単一サンプルでの RT-PCR法による SAR-CoV-2 陽性証明書取得) に加えて, 治療を行った国の権限を有する機関に発行された COVID-19 治癒証明書又はその治癒を確認できる同等の文書を有する

3. 入国日の初日, 7日目に SARS-CoV-2 の検査を行う (初日は迅速抗原検査又は RT-PCR法での検査が可能であるが, 7日目は単一サンプルでの RT-PCR法による検査が必須である)。検査結果が陽性である場合は, 規則に従って処理する。

4. 継続的な医療監視とモニタリングのために集中的な医療隔離を完了した入国者の引き渡し, 輸送及び受け入れは以下のとおり実施される。

一 継続的な医学的監視とモニタリングのために, 居住地への集中的な医学的隔離を完了した者の引き渡しと受け入れは, 集中隔離後の引き渡しと管理をガイダンスする COVID-19 国家対策指導委員会の2021年1月19日付けの公式レター第425 / CV-BCDの規定に準拠する。

一 集中隔離施設から居住地に移動するプロセスの間, 集中医療隔離を完了した者は, 常に5Kメッセージに従う必要がある。特に, マスクを着用して距離を保ち, 常に Bluezone アプリケーションをオンにして使用する必要がある。

一 医療監視期間中 : 集中医療隔離を完了した者は, 入国日から14日目まで Bluezone アプリケーションを使用し続ける。常に5Kを実施し, 特にマスクを着用し, 大勢で集まらない, 人が密集した場所に行かない。

5. 外務省は, 外国の予防接種証明書, COVID-19 治癒証明書又はその他の同等の文書の確認・承認に関するガイダンスするよう要請する。

6. 各省庁, 省レベルの人民委員会に以下を要請する。

－この公文書に記載されている内容の実施を指示する。集中医療隔離を完了した者の医療隔離の管理・監視，引き渡し，輸送，及び受け入れが厳密に実施され，二次感染を防ぎ，市中感染を発生させないようにする。

－この公文書1．に記載されている条件を完全に満たした入国者がホテル（希望した場合）で集中医療隔離を実施できるよう環境を整備する。その際に，入国者は輸送，医療隔離及び省レベルの人民委員会に規定される他の関連費用をすべて自分で支払う必要がある。

以上，感謝申し上げます。

大臣代理署名

ド・スアン・トゥエン副大臣

宛先：

－上記のとおり；

－首相（報告用）；

－ヴードクダム（報告用）；

－大臣（報告用）；

－各副大臣；

－国家指導委員会のメンバー。

－保健省傘下のユニット。

－外務省領事局

－各省，市の保健局，CDC／予防医療センター

－保存：文書，環境局